

質問書に対する回答

(件名) 関越自動車道 都幾川橋耐震補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 24-4 鉄筋工	24-4-3支払に、「樹脂接着に要する材料」との記載があります。また、設計図 都幾川橋(上り線) P1橋脚補強配筋図(9/194)の組立て筋アンカー詳細図に本体打込み式アンカーの記載があります。よって、組立用アンカーの定着は、孔内に接着樹脂を注入し、打込みアンカーを施工するとの理解でよろしいでしょうか。	特記仕様書P.20 24-4 鉄筋工 24-4-3 支払の記載に誤りがありました。 上記については交付図書を訂正いたします。
2	特記仕様書 24-11 交通規制工	路肩規制における規制材保守を行う交通監視員は交代要員有を想定しているかご教示願います。	交代要員有を想定しています。
3	特記仕様書 24-14 梁補強工	24-14-5支払に、「コンクリートの契約単価には、共通仕様書第8章「コンクリート構造物工」の関係各項の規定による」とありますが、想定するコンクリート打設構造物の区分についてご教示願います。	特記仕様書24-14-3に記載のとおりです。
4	特記仕様書 24-14 梁補強工	アンカー工A,Bの削孔について、NEXCO積算基準書に示されている ①コアボーリング、②削岩機、③電気ドリルのどちらを適用するか、ご教示願います。	コアボーリングの適用を想定しています。
5	設計図187/194 鶴ヶ島2号橋 交通規制図(その2)	路肩規制 数量表のうち、標識車以外のラバーコーンと標識は貸与いただけるのでしょうか。または、受注者持ちでしょうか。	標識車以外のラバーコーンと標識は、受注者持ちを想定しています。
6	炭素繊維巻立て工	単価表に、コンクリート表面処理工(ディスクサンダー工法)が計上されていませんが、炭素繊維巻と既設コンクリートとの付着力確保のためのコンクリート表面処理工(ディスクサンダー工法)は計上されていないと考えてよろしいですか。	単価表 17-(25)『炭素繊維巻立て下地処理工』にて計上されています。
7	各種アンカーボルト	落橋防止構造、制震装置のアンカーボルトは埋め込み部を除く部位に溶融亜鉛めっきを施す仕様になっています。ナット、ワッシャー、アンカーボルトについては、①NEXCO積算基準(鋼構造物の製作)②見積採用のいざれで計上されているかご教示願います。	見積採用を想定しています。
8	特記仕様書 24-16 撤去設置工	設計図に記載がありませんので、じゃかごの止め杭の径、長さ、じゃかご1本に対する止めくいの数量をご提示ください。	特記仕様書P.41 24-16 撤去設置工 24-16-9 支払(1)の記載に誤りがありました。 上記については交付図書を訂正いたします。